【要望書】

楽譜出版物等への消費税軽減税率適用を要望します

一般社団法人 日本楽譜出版協 会長 佐々木 隆 日本楽譜販売協会 会長 大 橋 洋 介

すべての国民が、楽譜・書籍・雑誌・新聞等の出版物に広く平等に触れる機会を持つことは、民主主義の健全な発展と国民の知的生活の向上、国民文化、とりわけ音楽文化の発展にとって不可欠です。これは、今や生活必需品や医療等、国民の健康で文化的な生活を支える商品等と同等な重要性を持つものです。そのために、出版物への消費税についても、国民の負担を少しでも軽くするために軽減税率の適用を強く要望いたします。

欧州の国々では、いち早く付加価値税での軽減税率を導入しており、楽譜・書籍・雑誌等に対する税率は、イギリスは標準税率 20%に対してゼロ税率、ドイツは標準税率 19%に対して 7%、フランスは標準税率 20%に対して書籍(電子書籍を含む)5.5%、雑誌 2.1%、スウェーデンは標準税率 25%に対して 6%となっています。EU 各国は、特に 2007 年からは「文化政策」「産業の保護」という目的に限って軽減税率を適用しており、とりわけ「文化政策」においては文化保護や国民への教養機会の提供という観点から、文化関連の財・サービスの価格を低く抑えています。わが国では、2001 年 12 月に「文化芸術振興基本法」が制定されました。

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、先の東日本大震災の時にも文化芸術が人々の心に多くの恵沢をもたらしたように多大な貢献したことにかんがみ、文化芸術の振興について、すべての国民が等しく豊かな文化芸術を享受できる環境整備を国及び地方公共団体の責務として、関係機関及び民間団体等と連携、総合的な施策を実施することとしており、その中でも同基本法第12条では国が生活文化、国民娯楽及び出版物及びレコード等の普及を図るためにこの活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとしています。

国民が文化芸術関係の出版物等に接する機会を少しでも増やすために、楽譜・書籍・雑誌・新聞 (電子媒体を含む)等の出版物を通じて芸術作品の普及を図るためにも、これらの出版物については是非とも軽減税率の適用を図っていただきたく存じます。特に、わが国の将来を担うべき青少年の健全な育成のためにも、消費税増税が子ども達の文化芸術に親しむ機会を減らさないように、文化芸術、とりわけ音楽の原点となる楽譜出版物等への軽減税率の適用を重ねて強く要望いたします。